

静岡労働局だより

- 平成29年度 第1回 静岡地方労働審議会を開催しました
- 年末労働安全パトロールの実施について
- 労働局長が長時間労働削減に取り組む企業を訪問しました
- 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催しました
- ユースエール認定企業「三浦労務経営事務所」に認定通知書交付式を行いました
- 島田市と雇用対策協定を締結しました
- 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業を2社認定しました！
- 働き方改革等説明会を開催します
- 大学・高校生の就職内定状況等について
- 静岡県有効求人倍率（平成29年10月内容）

静岡県最低賃金	
地域別最低賃金	＜効力発生日：平成29年10月4日＞
静岡県最低賃金	時 給 832 円（改定前807円）
静岡県特定（産業別）最低賃金	＜効力発生日：平成29年12月29日＞ （パルプ・紙・加工食品製造業 ¹ は除く）
静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	時 給 862 円（改定前847円）
静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業	時 給 898 円（改定前882円）
静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	時 給 911 円（改定前894円）
静岡県電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時 給 882 円（改定前866円）
静岡県各種商品小売業	時 給 850 円（改定前835円）

※上記の最低賃金は各県の最低賃金より高くなる場合があります。① 平成29年12月29日以前に製造された製品は従前の最低賃金を適用し、平成29年12月30日以後に製造された製品は新最低賃金を適用します。② 労働協約等により最低賃金を超過する場合は、労働協約等の規定を優先して適用します。③ 労働協約等により最低賃金を超過する場合は、労働協約等の規定を優先して適用します。

平成29年度 第1回 静岡地方労働審議会を開催しました

総務課
054-254-6317



畑 会長

静岡地方労働審議会が平成29年11月24日に開催されました。開催に当たり、高森 静岡労働局長から、ご挨拶させていただきました。高森局長は、『働き方改革』について、現在の政府における最重要の課題となっており、静岡労働局もその推進に全力を尽くしていること、静岡県が人口減少傾向にある中、静岡県とも連携して人材の確保に取り組んでいること。」などをお話いたしました。

静岡地方労働審議会会長からは、「今、国では『働き方改革』が進められている。国の労働関係の審議会が登場する。その意味で、静岡地方労働審議会もその重要性を増してきているので、皆様のご協力を賜りたい。」と、ご挨拶をいただきました。続いて、静岡労働局各部署長から、本年度の最重点施策と実施状況について説明いたしました。



第1回 静岡地方労働審議会の様子

「働き方改革の一層の推進」に関しては、県内企業トップに対するセミナーの開催や企業訪問による意見交換、静岡県信用金庫協会との連携事例などを紹介しました。

また、「総合的な人材確保対策の推進」では、ハローワーク浜松に「人材確保対策コーナー」の設置や静岡県と連携した人材確保対策の実施、「働き方改革」による労働力の確保を行ってきたことを報告しました。

その他、「長時間労働の是正」に関しては、労働時間主眼の監督指導実施状況や36協定書の届出状況の公表、過重労働解消キャンペーンの実施などの取組を強化したことを報告しました。

委員からは、「長時間労働の解消」や「県下の人材確保」などについて活発な議論や意見交換が交わされ、盛況のうちに静岡地方労働審議会は閉会しました。

年末労働安全パトロールの実施について

健康安全課
054-254-6314

静岡労働局では、前月号でお知らせをしたとおり「平成29年度静岡年末年始無災害運動」を平成29年12月1日～平成29年度1月15日の期間で展開していますが、その一環として、期間の初日の12月1日には、静岡市駿河区高松地内「東名高速道路 東名静岡東スマートインターチェンジ工事」への年末労働安全パトロールを高森 静岡労働局長と寄田静岡労働基準監督署長により実施しました。

パトロールでは、建設業における労働災害の約3割が依然墜落・転落によるものであることから、高所における墜落防止対策を重点に確認し、最後に静岡労働基準監督署長からパトロールに関する講評を行いました。



写真中央 高森局長

～静岡ガスをベストプラクティス企業として～

高森洋志静岡労働局長は、平成29年11月10日（金）、県内大手ガス会社の静岡ガス株式会社（静岡市駿河区八幡1丁目5-38 代表取締役社長 戸野谷 宏）の本社を訪問しました。

同社長より、一昨年から始めたタブレット端末によるペーパーレス会議や、電子承認システム等による書類決裁の迅速化や業務の効率化等の効果の説明があり、その後会議室でそれらの活用状況につき、実際の操作での実演がされました。

同社長からは、今後も社員のダイバーシティ（多様性）を尊重した働きがい改革を進める旨の決意が示され、高森局長も地域のリーディングカンパニーとしての働き方改革の波及効果に期待を示しました。



【訪問の様子】 写真右：静岡ガス株式会社 戸野谷 代表取締役社長
写真左：静岡労働局 高森局長

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催しました

～ 過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～

平成29年11月29日（木）14時から、レイアップ御幸町ビル5階会議室において、「過労死等防止対策推進シンポジウム」（静岡会場）を開催しました。



講演中の高森局長

厚生労働省では、「過労死等防止対策推進法」に基づき、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、各種取組を行っています。

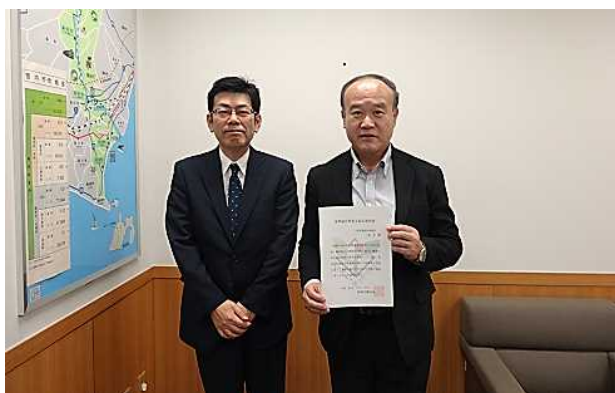
今年も、取組の一環として、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施やポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告などの多様な媒体を活用した周知・啓発を行いました。シンポジウムでは、医学博士からの職場のメンタルヘルス対策にかかわる基調講演、過労死遺族からの報告がありました。



ユースエール認定企業「三浦労務経営事務所」に認定通知書交付式を行いました

静岡労働局は、青少年の雇用の促進等に関する法律（通称：若者雇用促進法）に基づくユースエール認定企業として、平成29年10月23日に「三浦労務経営事務所」（島田市）を認定し、認定に基づく認定通知書交付式を11月9日に管轄するハローワーク島田にて行いました。

10月末現在静岡県内のユースエール認定企業は8社となりました。



【認定書交付式】 写真右：三浦労務経営事務所 三浦茂所長
写真左：ハローワーク島田 鈴木島田所長

ユースエール認定企業一覧

	事業所名	所在地
1	株式会社ソフィア	浜松市中区
2	トヨタエルアンドエフ静岡株式会社	静岡市葵区
3	株式会社巧建工	浜松市浜北区
4	本橋テープ株式会社	榛原郡吉田町
5	社会福祉法人三幸会	浜松市中区
6	(株)トモグリーンケミカル	静岡市葵区
7	社会福祉法人 美芳会	富士市
8	三浦労務経営事務所	島田市

ユースエール認定企業とは

平成27年10月1日に施行された「青少年の雇用の促進等に関する法律（通称：若者雇用促進法）」によって創設され、若者の採用・育成に積極的で、離職率・有給休暇取得実績などが一定基準を満たしており、若者の雇用状況などが優良な中小企業を認定する制度です。





写真左：島田市 染谷市長
写真右：静岡労働局 高森局長

平成29年11月28日（火）、静岡労働局は島田市役所において島田市と雇用対策協定を締結しました。

同協定締結は、県内市町では浜松市、熱海市、掛川市に続いて4例目です。

「島田市雇用対策協定」とは、市が行う雇用創出、就労支援その他の雇用に関する施策と労働局が行う職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、それぞれの施策について一体的に実施していくための連携・協力の内容等を定めた協定です。

当日は、染谷島田市長と高森労働局長は、協定書署名後、島田市の雇用・職場環境の改善と就労支援の強化に取り組むことを相互に確認しました。協定に基づく事業計画は、①若年者②女性③障害者④高齢者⑤生活困窮者に対する就労支援を重点項目とするとして雇用対策を推進していくことを目的としております。

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業を2社認定しました！



写真右 静銀ビジネスクリエイト 大石代表取締役社長
写真左 静岡労働局 高森局長



写真右 三島信用金庫 平井理事長
写真左 静岡労働局 高森局長

女性活躍推進法（平成28年4月1日施行）では、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業について、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度が設けられています。

認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あり、認定を受けた企業は、認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールすることができます。

女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし」



<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>

働き方改革等説明会を開催します

静岡労働局では、「一億総活躍社会を実現するための最大のチャレンジ」と位置付けられている働き方改革について理解を深めるとともに、時間外労働の削減や無期転換等について定めた関係法令、企業の対応等についての説明会を下記のとおり開催します。

長時間労働の是正、時間外労働削減の好事例	地区	日時	場所	定員
無期転換ルールについて	東部	平成30年1月17日(水) 14時～16時	ブラサヴェルデコンベンションホールB 沼津市大手町1-1-4	250名
	中部	平成30年1月12日(金) 14時～16時	グランシップ11階 会議ホール 静岡市駿河区池田7-9-4	500名
生産性向上（企業の人材育成・労働者の職業能力開発）	西部	平成30年1月15日(月) 14時～16時	アクトシティ浜松コンgresセンター31会議室 浜松市中区板屋町1-1-1	400名

対象 事業主、企業の人事労務担当者等

※参加無料 申し込みは先着順で定員になり次第終了します。

静岡労働局HP ホーム > ニュース&トピックス > イベント > 2017年度 > 働き方改革等説明会の開催について

労働局からのお知らせ「無期転換ルール」

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

安心して働く「無期転換ルール」

～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

詳しくは無期転換ポータルサイトへアクセス！ <http://muki.mhlw.go.jp/>

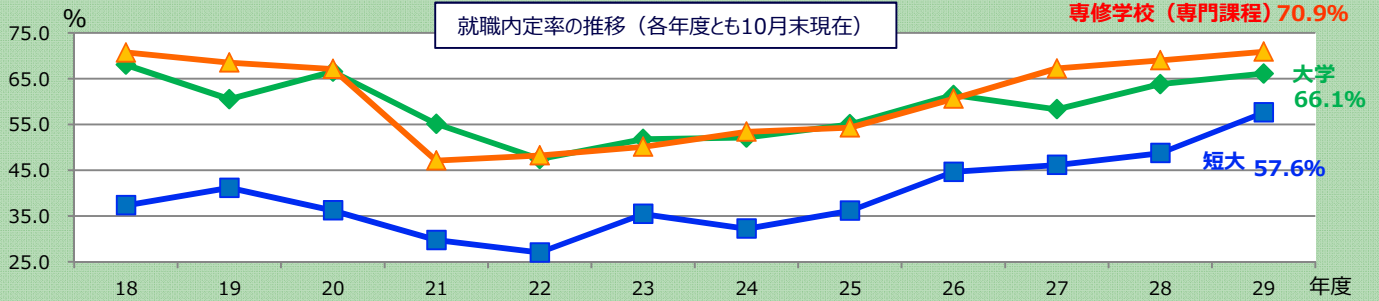
《申込み・お問い合わせ》静岡労働局 雇用環境・均等室 電話：054-252-5310 FAX:054-252-8216

有期契約労働者の
無期転換
ポータルサイト



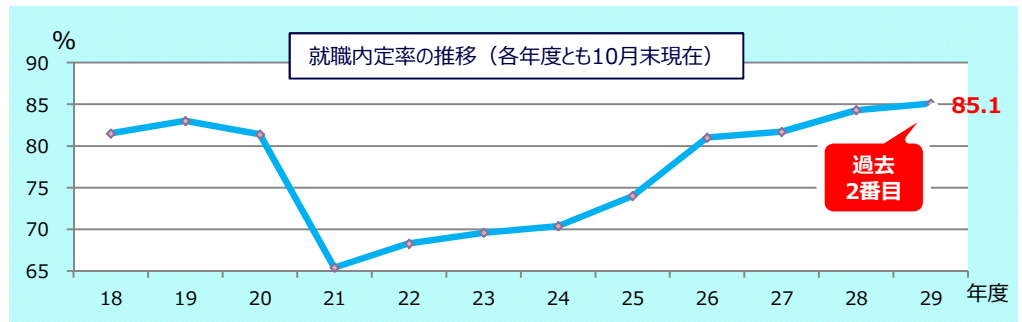
大学生の就職内定率は前年度より2.3ポイント増の66.1%（10月末現在）

静岡労働局が平成30年3月大学等卒業予定者の就職内定状況を調査したところ、平成29年10月末現在の県内の「大学」の就職内定率は前年同期を2.3ポイント増の66.1%（男女別に見ると、男子は同3.2ポイント増の60.2%、女子は同1.2ポイント増の72.6%）でした。「短期大学」の就職内定率は前年同期を8.9ポイント増の57.6%、「専修学校（専門課程）」の就職内定率は同1.9ポイント増の70.9%でした。

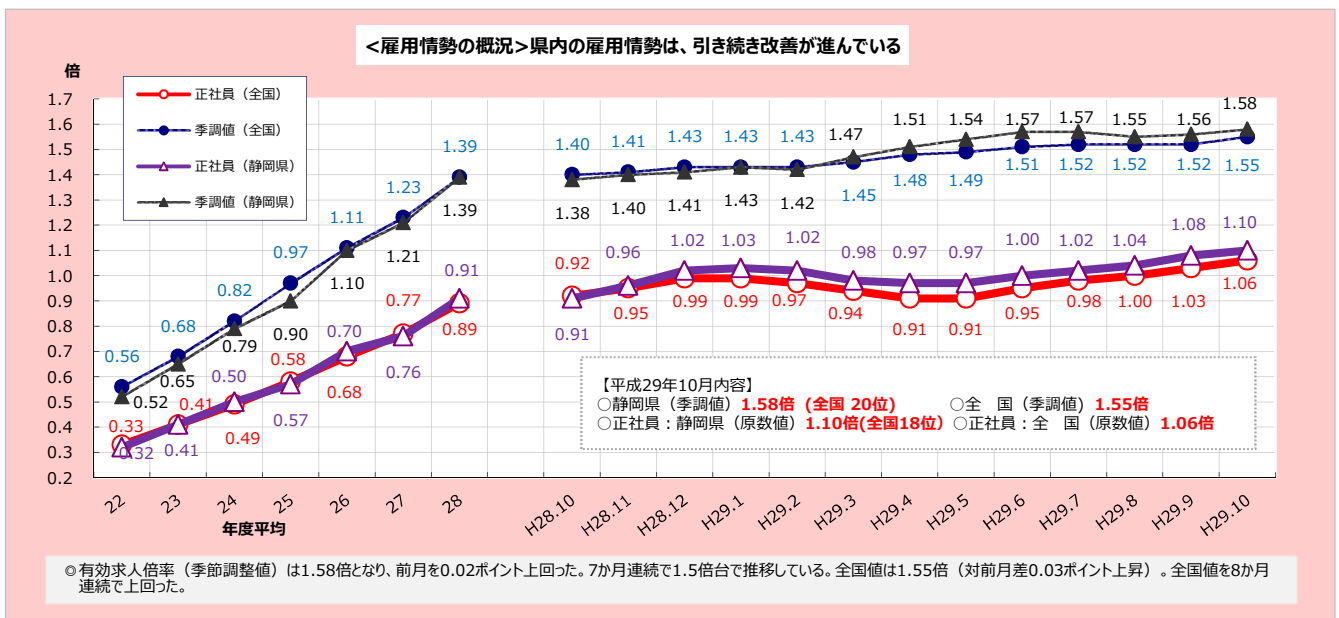


高校生の就職内定率は前年度より0.8ポイント増の85.1%（10月末現在）

静岡労働局が平成30年3月高等学校新規卒業予定者の就職内定状況を調査したところ、平成29年10月末現在の県内高校生の就職内定率は85.1%で、前年同期を0.8ポイント上回りました。求人数は14,686人で対前年同期比15.0%増、求人倍率は2.23倍で同0.33ポイント増となりました。



静岡県有効求人倍率（平成29年10月内容）



死亡事故災害発生状況

	H29年		前年同月
	11月把握分	累計	
製造業	1	9	8
建設業	0	4	7
運輸業	0	3	3
農林業	0	0	0
その他	2	9	5
合計	3	25	23

平成29年11月30日現在

編集/発行

静岡労働局 雇用環境・均等室
 〒420-8639
 静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎3階）
 TEL <054>254-6320
 FAX <054>254-6543
<http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>